

周ス本平成24第10号

平成25年2月14日

スポーツ少年団本部常任委員 各位

スポーツ少年団指導者協議会理事 各位

各スポーツ少年団事務局 各位

周南市スポーツ少年団本部

本部長 村田 正樹



体罰等の防止に係る指導の徹底について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について別添写しにより県本部より体罰等の防止に係る指導の徹底について通知がございました。

つきましては、スポーツ少年団活動においても、子供たちの自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、勝利（上位）至上主義等から、体罰等の行き過ぎた指導に陥ることが決してないように、適切な指導について特段の配慮を併せてお願いいたします。



平 2 4 山 体 ス 第 7 6 号

平成 2 5 年 (2013 年) 2 月 6 日

各市町スポーツ少年団本部長 様

山口県スポーツ少年団

本部長 太 田 光



体罰等の防止に係る指導の徹底について (通知)

平素より、本県スポーツ少年団活動に多大な御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、大阪市の高等学校において部活動指導の中で体罰が行われ、被害生徒が自殺するという痛ましい事件が発生し、連日報道もなされているところです。

今回の事件を受けて、別添のとおり県教育委員会から学校等へ「体罰等の防止に係る指導の徹底について」通知がなされているところですが、子どもたちの健全育成に関わるスポーツ少年団活動においても同様な取組みが求められます。

つきましては、体罰は子どもたちの人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であることはもとより、スポーツ少年団活動の根幹をなす指導者と子どもたちとの信頼関係を損なう行為であることを関係者一人ひとりが改めて認識するよう、指導の徹底をお願いします。

また、スポーツ少年団活動については、子どもたちの自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、勝利 (上位) 至上主義等から、体罰等の行き過ぎた指導に陥ることが決してないように、適切な指導について特段の配慮を併せてお願いします。

記

添付資料

- ・ 山口県教育委員会教育長通知

「体罰等の防止に係る指導の徹底について(通知)」

- ・ 山口県教育庁学校安全・体育課長通知

「望ましい運動部活動の指導の在り方について(通知)」



平 2 4 教 職 第 4 9 8 号

平 2 4 教 安 体 第 7 5 9 号

平成 2 5 年 (2013 年) 1 月 1 0 日

各市町教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

体罰等の防止に係る指導の徹底について (通知)

このことについては、これまでも機会あるごとに、各学校に対する御指導をお願いしてきたところですが、先般、大阪市の高等学校において部活動指導の中で体罰が行われ、被害生徒が自殺するという痛ましい事件が発生し、連日報道もなされているところです。

つきましては、体罰は児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷付ける行為であることはもとより、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう行為であることを教職員一人ひとりが改めて認識するよう、貴管内の各学校に対して、御指導をお願いいたします。

とりわけ、部活動については、学校教育活動の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、勝利(上位)至上主義等から、体罰等の行き過ぎた指導に陥ることが決してないよう、適切な指導が行われるよう特段の配慮がなされるよう御指導をお願いいたします。

また、今回の大阪の事案では、匿名の通報が事後の対応に生かされなかったことや、体罰の現場を他の教職員が見ていたにもかかわらず、管理職への報告がなされなかったという事実を踏まえ、平素の教職員の状況把握や、学校の管理運営体制についても見直し、報告・連絡・相談の徹底などの御指導も、併せてお願いします。

なお、指導に当たっては、これまで県教委が作成・配付した研修資料等を活用し、体罰の防止はもとより、児童生徒一人ひとりを大切にされた適切な指導の在り方について、教職員一人ひとりの自覚を強く喚起するよう御留意願います。

<参考資料>

- 「STOP!!体罰」(平成19年4月改訂 県教育委員会)
- 「よりよい生徒指導に向けて(授業編、特別活動編、部活動編)」
(平成23年3月改訂 県教育委員会)
- 「生徒指導提要」(平成22年3月 文部科学省)
- 「不祥事の根絶のために(基礎知識編、事例編)」(平成23年4月 県教育委員会)



平 2 4 教 安 体 第 7 7 7 号
平成 2 5 年 (2013 年) 1 月 2 4 日

山口県中学校体育連盟会長
山口県高等学校体育連盟会長 様
山口県高等学校野球連盟会長

山口県教育庁学校安全・体育課長

望ましい運動部活動の指導の在り方について (通知)

大阪市内の公立高等学校における部活動中の体罰について、連日報道がなされておりますが、生徒に体罰を加えることは、いかなる場合にも絶対に許されるものではありません。

つきましては、各加盟学校における運動部活動の実施に当たり、平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け平 1 8 教安体第 8 1 4 号、平 1 8 教義第 7 7 2 号、平 1 8 教高第 6 7 4 号 (各公立学校及び各市町教育委員会教育長あて県教育長通知) の趣旨を踏まえ、改めて下記項目についても貴連盟各学校に周知され、運動部活動において適切な指導がなされるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

1 体罰等の防止について

(1) 常に教育者としての自覚を持って、生徒の理解に努め、人格を尊重して、愛情をもった適切な指導を行うこと。

また、試合に勝つことや強くすることのみを重視した体罰等の行き過ぎた指導を行わないこと。

(2) 定期的に顧問会議等を開催し、学校全体で部活動に対する共通理解を図るとともに、資質向上のための校内研修会等を実施するなど、体罰等の未然防止に努めること。

2 外部指導者への指導方針の徹底について

外部指導者についても、顧問等と連携を密に図りながら、上記 1 の趣旨を徹底すること。

教育庁学校安全・体育課 学校体育班
担当指導主事：田山・古川
TEL 083-933-4690 FAX 083-922-8737



(別添)

平18教安体第 814号
平18教義第 772号
平18教高第 674号
平成18年(2006年)9月15日

・各市町教育委員会教育長 様

山口県教育委員会教育長

望ましい部活動の指導の在り方について (通知)

学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われ、本来、生徒の自主性のもと一人ひとりが個性を発揮し自己実現を図るものであり、とりわけ、運動部活動にあつては、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師(顧問)の指導を受けながら自発的・自主的に行うべきものであることから、体罰等は厳に慎まなければなりません。

しかしながら、児童生徒の人権を侵害する体罰が教育の場で跡を絶たないのが現状であり、このたびも、県内の高校運動部活動において、体罰が行われるという事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

つきましては、中学校においても同様の事例等が発生しておりますことから、貴管下中学校に下記の項目について改めて周知され、部活動における適切な指導がなされるよう特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 指導の在り方

生徒の人権尊重を第一に、一人ひとりを大切にしたい指導を心掛けることが大切である。

(1) 体罰防止の徹底

体罰は生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷付けることはもとより、教育の根幹を成す教師と生徒との信頼関係を損なう行為であることを改めて認識し、生徒の全人的な発達を目指した指導を心掛ける必要がある。

ア 計画に沿った合理的・効果的な活動の徹底を図り、勝利(上位)至上主義等から、体罰等の行き過ぎた指導に決して陥ることのないようにすること。

イ 端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるような場合や暴言等も一般的には体罰の一種とみなされるものであることに留意すること。

ウ 生徒から事情や意見をよく聴き取る機会を平素からもつよう配慮し、顧問と生徒の協力体制の重視や互いの信頼関係の構築に努めるよう心掛けること。

(2) 顧問(指導者)の不在時における安全確保への配慮

生徒の自主的な活動とはいえ、学校管理下での活動であることから、公務等でやむを得ず現場を離れる場合には、他の教員に活動内容を伝え、安全確保への配慮を依頼する等、十分考慮する必要がある。

また、活動中における事故防止については、平素から徹底した安全指導が不可欠である。

2 顧問会議

学校全体で部活動に対する方針を定め、共通した理解のもとに部活動の指導に当たることが大切であり、定期的に顧問会議を開催する必要がある。